平成２６年（フ）第５６８号
神戸市東灘区深江浜町78番地の１
債務者　株式会社神戸スイート倶楽部
代表者代表取締役　酒井　　良
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村倫太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午後２時15分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９９号
沖縄県沖縄市知花４丁目33番７号
債務者　有限会社島尻商会
代表者清算人　島尻　和夫
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上原　義信
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前10時
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３８１号
埼玉県草加市遊馬町658番地６
債務者　株式会社アイムハートこと　株式会社愛夢心
代表者代表取締役　吉田　善幸
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　江原　　智
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午前11時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３７３６号
大阪市平野区加美東２丁目７番33号
債務者　有限会社石井ライト工業
代表者代表取締役　石井　久子
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　門松　真由
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１１号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺902番地の５
債務者　株式会社廣谷建設
代表者代表取締役　廣谷　嘉郎
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田あやこ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７５６号
大阪市天王寺区清水谷町９番８号松村ビル２Ｆ
債務者　有限会社ケー・シグナル
代表者代表取締役　平岡　ユミ
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末井　　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
最後の住所名古屋市千種区法王町２丁目５番地の１　月見が丘マンションＧ棟10―Ｂ号
債務者　亡鬼頭喜久子相続財産
特別代理人　枚田　勝彦
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　義典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４１号
愛知県岡崎市羽根東町１丁目３番地３
債務者　株式会社ガイアクリーン
代表者代表取締役　竹内沙桐子
１　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松山　剛久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０４号
岐阜県関市戸田1236番地
債務者　有限会社新成工業
代表者取締役　川添　正典
１　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　浩一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午前10時30分
岐阜地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９３号
三重県伊賀市服部町３丁目73番地の３
債務者　福岡　　大
１　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
４　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年12月24日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第３９６号
岡山市南区当新田370番地71、旧住所岡山県高梁市横町1549番地
債務者　石居　祐二
１　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　克典
４　破産債権の届出期間　平成26年12月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０５号
千葉県船橋市藤原２丁目14番７号　テラスクライム102号
債務者　北村　英子
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仲野千恵子
４　破産債権の届出期間　平成26年10月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午後３時
６　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５７号
新潟県新発田市本田庚199番地１
債務者　杉本　芳幸
１　決定年月日時　平成26年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　祐郁
４　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５８号
新潟県新発田市岡屋敷604番地１
債務者　杉本　幸男
１　決定年月日時　平成26年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　祐郁
４　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第７８０号
千葉市美浜区打瀬１丁目２番地２　セントラルパーク・イーストＧ棟608号
債務者　福岡　　孝
１　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　豊田　秀吉
４　破産債権の届出期間　平成26年10月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７８１号
千葉市美浜区打瀬１丁目２番地２　セントラルパーク・イーストＧ棟608号
債務者　福岡しげ子
１　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　豊田　秀吉
４　破産債権の届出期間　平成26年10月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係